

令和3年7月12日

一般社団法人香川県トラック協会

会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

感染警戒期における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県の新型コロナウイルス感染状況は、直近1週間の累積新規感染者数は10人前後、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も10%を切る水準まで減少するなど、香川県対処方針の対策期では、現在より2段階の移行にあたる「準感染警戒期」レベル相当までになってきております。

一方で、感染力がさらに強いとされる新たな変異株への警戒を強めなければならないことや、全国への影響が大きい東京都を中心とする首都圏で、感染の再拡大が強く懸念される状況となっていること、東京オリンピック・パラリンピックの開催や夏休み期間中の旅行・帰省等により人流の増加が予想されることなどを踏まえ、7月12日（月）以降は、現在の「感染拡大防止対策期」から1段階の移行にとどめた「感染警戒期」とし、当分の間、緊張感を持って感染拡大を警戒していくこととしました。

つきましては、貴職におかれまして、『知事から「感染警戒期」における県民の皆さまへのお願い』（資料1）及び「感染警戒期における対策（7月12日以降）について」（資料2）を貴社（団体）の職員の皆様及び関係先へ周知いただき、夏休み等を迎えるこの時期の行動が感染拡大の引き金とならないよう、引き続き感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、あわせて、催物（イベント等）の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、資料3のとおり改正を行いましたので、催物（イベント等）の開催の検討にあたっては、資料3にご留意いただきますようご協力をお願いいたします。

知事から「感染警戒期」における県民の皆さまへのお願い
～「2021 夏の感染警戒行動」にご協力を～

本県では、3月下旬から6月中旬まで毎日連続で新規感染者が発生し、その時々々の感染状況に応じて、感染拡大の防止に向けた必要な対策を講じてまいりました。

これまで長期間にわたり、県民の皆さま、事業者の皆さまが、各種の対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対して、改めまして、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

このところ、東京都を中心とする首都圏では、新規感染者数の増加の動きが見られており、国において、東京都の「まん延防止等重点措置」を「緊急事態宣言」へ移行し、「緊急事態宣言」の延長となる沖縄県とともに実施期間を8月22日までとすること、また、4府県の「まん延防止等重点措置」を同日まで延長する一方、5道府県の「まん延防止等重点措置」は11日をもって終了することが、昨日決定されたところです。

このような中、県内の感染状況は、6月19日以降、新規感染者数がゼロの日もあり、直近1週間の累積新規感染者数は10人前後、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も10%を切る水準まで減少するなど、香川県対処方針の対策期では、現在より2段階の移行にあたる「準感染警戒期」レベル相当までになってきております。

一方で、インドで最初に検出されたデルタ株など、感染力がさらに強いとされる新たな変異株が本県を含めて全国各地で確認されており、急速に感染が拡大する可能性があり警戒を強めなければならないことや、全国への影響が大きい東京都を中心とする首都圏で、感染の再拡大が強く懸念される状況となっていること、東京オリンピック・パラリンピックの開催や夏休み期間中の旅行・帰省等により人流の増加が予想されることなどを踏まえ、7月12日（月）以降は、現在の「感染拡大防止対策期」から1段階の移行にとどめた「感染警戒期」とし、当分の間、緊張感を持って感染拡大を警戒していくことといたします。

「感染警戒期」においては、夏休み等を迎えるこの時期の行動が感染拡大の引き金とならないよう、県民の皆さまお一人お一人が、感染防止対策の徹底を図り、次の「2021 夏の感染警戒行動」を意識して行動していただきますようお願いいたします。

＜2021 夏の感染警戒行動＞

- ・他の都道府県との不要不急の往来は慎重に検討
特に、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来は自粛を
- ・外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動し、密閉・密集・密接が重なる「三密」の回避は当然として「一つの密」も回避
- ・ガイドラインに基づく感染防止策が徹底されていない飲食店や施設等の利用を控え、会食は少人数、短時間で行い、会話の時はマスクを着用

また、ワクチン接種につきましては、希望される医療従事者への接種を6月24日に終え、高齢者への優先接種も7月末までの終了に向けて、順次、各市町において接種が進められており、7月10日からの開始に向けた準備を一時休止していた県設置の広域集団接種センターでの接種に関しては、7月26日の週でワクチンを配分するとの国からの通知を踏まえ、現在、実施計画を再調整しております。

私としましては、ワクチン接種の実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいります。

どうか、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年7月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

感染警戒期における対策（7月12日以降）について

令和3年7月9日

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

(1) 外出について

- 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
- 別添1：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
- 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

別添3：新型コロナウイルス接触確認アプリ

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 別添5：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正)
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
- 別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう働きかけ
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
- 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
- 別添7：今後における適切な感染防止対策
- 別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添 10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添 10：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で開館。

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）